

1 社会保障を取り巻く現状

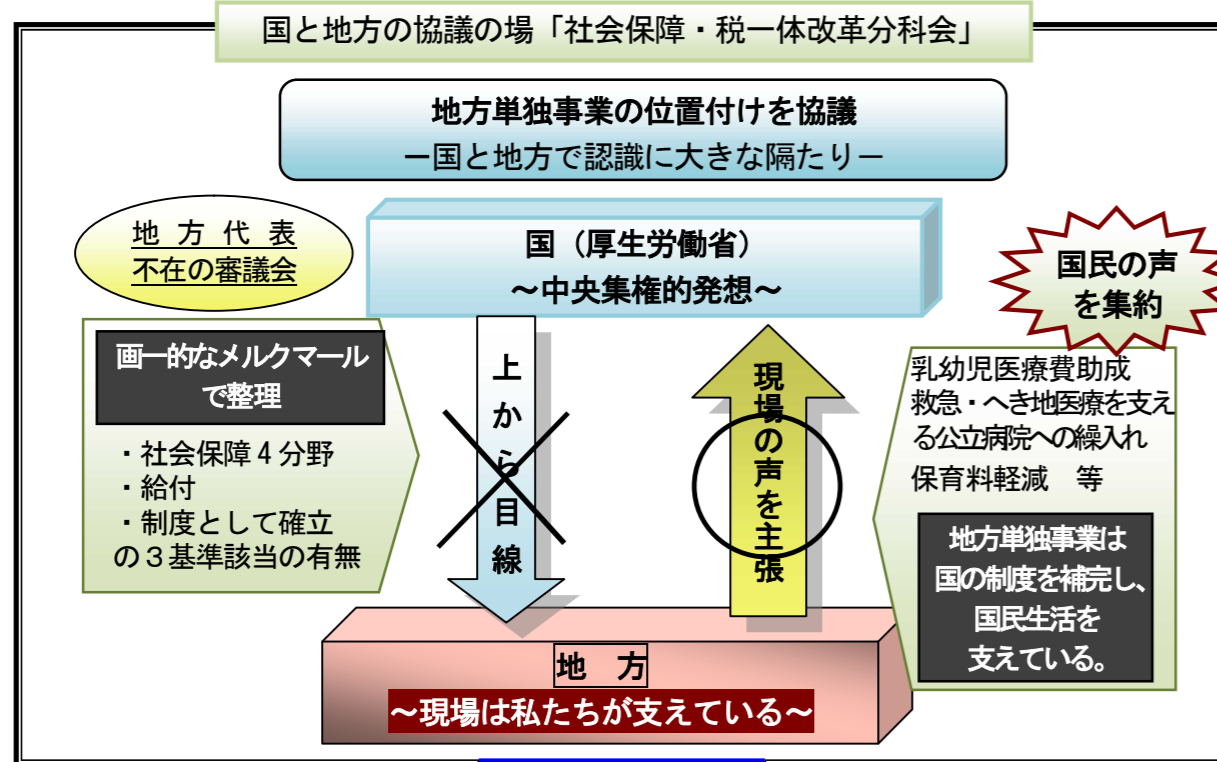
- 少子高齢化 (高齢者世帯の急増等)
- 非正規労働者の急増 (企業福祉の後退等)
- 地域コミュニティの崩壊 (地縁による互助機能の衰退等)
- 制度と現場の乖離 (画一的な計画行政等)

国民の不安感の増大

現場の声を国に届けることは地方の責務

2 社会保障・税一体改革分科会の教訓

～地方単独事業に係る国・地方協議における成果を社会保障制度全般へ波及～



地方単独事業の重要性の認識を国・地方が一定程度共有

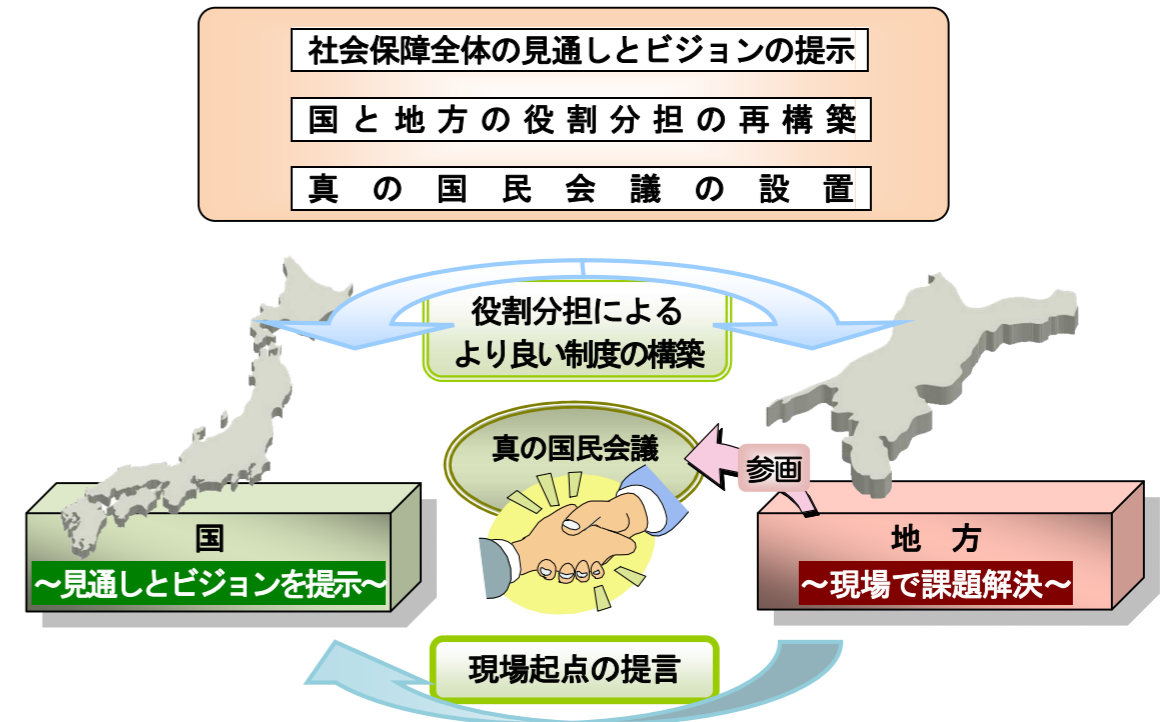
3 本提言のねらい

国・地方が協力して、現場の実情を汲み上げていくことが、社会保障制度全般の改革に好影響をもたらすこととなる。

基礎自治体からの現場起点の意見を集約して「チーム愛媛」として提言

4 チーム愛媛による現場起点の提言

基本的考え方



「皆で支え合う持続可能で信頼される社会保障制度の構築」

実現に向けた3つの視点

1 福祉サービスの公平な分配と負担の分かち合い

- 生活保護における給付の公平化・適正化 (保護の一時廃止制度、現物支給制度等の導入)
- 新児童手当における所得制限基準の見直し (世帯所得基準の導入)
- 介護保険における負担の分かち合い (被保険者の範囲・利用者負担割合の拡大) など

2 自助・共助・公助のバランスのとれた支援

- 社会的企業 (ソーシャルビジネス)・NPO等との連携による生活保護受給者の支援
- 社会保障制度におけるボランティア等との協働を促進するための仕組みの検討
- 介護サービスの料金上乗せ制度導入による介護職員等の処遇改善 など

3 国と地方の真の協力体制の確立と時代の変化にそぐわない規制の見直し

- 国、都道府県、市町村の共同運営による「全国国保」及び「全国高齢者医療制度」の創設
- 福祉と就労を一体的に捉えた生活支援制度の導入 (ハローワークを都道府県に移管)
- 保険医療機関等に対する指導・監査体制の都道府県への一元化
- 保育所等の設置運用における地方裁量権の拡大 (認定こども園の給食外部搬入の自由化) など

地方からの提言に基づく改革を積み重ねることで、より良い社会保障制度を実現

基本的考え方

- 1 社会保障全体の見通しとビジョンの提示**
国民の不安を解消するため、国は、地方の協力を得て社会保障全体の中長期的見通しと将来ビジョンを分かりやすく提示する。サービスと負担のバランスについて国民・住民の理解を得ながら、国と地方が協力して社会保障財源の確保策を検討する。
- 2 国と地方の役割分担の再構築**
制度と現場が乖離することなく、最適な社会保障サービスが提供できるよう、制度設計段階から運用に至るまで、国と地方が緊密に協力して行う体制を確立する。また、医療保険など全国一律で実施すべき制度は、国の責任を明確にした上で国と地方が協力して制度の構築と運用を行い、子育て支援サービスなど現場の創意工夫に委ねるべきものは、画一的な義務付けや時代の変化にそぐわない規制を見直す。
- 3 真の国民会議の設置**
社会保障制度に関する国民会議や国の審議会等を設置する場合においては、現場を担っている地方代表者の参画を必須とし、現場の実態に即した施策を策定する。

医療保険制度 ～国民皆保険を維持するための制度の再構築～

- 4 「全国国保」(仮称)の創設**
将来にわたって持続可能な医療保険制度を構築するための第一歩として、国・都道府県・市町村の共同運営による「全国単位の国保制度」を創設する。
- 5 「全国高齢者医療制度」(仮称)の創設**
前期高齢者(65歳～74歳)まで拡大した全国レベルでの高齢者医療制度を創設し、地域の医療提供体制の確保に配慮しながら、患者負担割合の見直し(例えば原則3割負担[低所得者は軽減率適用])を行う。
- 6 保険医療機関等に対する指導・監査体制の充実強化**
保険医療機関並びに生活保護及び公費負担医療の指定医療機関等に対する指導・監査権限を原則として都道府県に一元化し、指導・監査体制の充実と効率化を図る。
- 7 病症別標準定額医療費制、原則後発医薬品指定制度等の導入検討**
慢性の病気及び病症に対する定額医療費制や医師が可能と判断した場合の後発医薬品の原則処方義務化等の導入について検討する。
- 8 保険者間の資格情報等データ共有化の推進等**
保険者間で資格情報等データを共有するとともに、国保資格の職権適用を可能とするなど、資格取得・喪失の適正化、利便性向上と保険者のコスト低減を図る。

介護保険制度 ～負担の分かち合いによる保険制度の維持～

- 9 被保険者の範囲拡大、高所得者の利用負担割合の拡大、介護サービス未利用者の保険料軽減措置**
被保険者の対象範囲の拡大(例えば40歳以上→30歳以上)や、現役並み所得者に対する利用者負担割合の引上げ(例えば1割負担→3割負担)を行う。また、介護サービスを一定期間(例えば5年ごと)受けていない第1号被保険者への保険料の軽減措置を創設する。
- 10 介護サービスの料金上乗せ制度の導入による介護職員等の処遇改善**
一定レベル以上のスキルを有する職員を雇用し、質の高いサービスを提供する事業者を認定するなど、事業者によって一定の範囲内で料金の上乗せ設定(利用者の選択による自己負担)を可能とする制度を導入し、介護職員等の処遇改善を図る。
- 11 介護サービスの地域間格差の是正**
市町村と協議の上、都道府県において、市町村単位で報酬単価の上乗せ設定を可能とする制度の創設により、過疎地域への介護サービス事業者の誘導等を図る。
- 12 介護サービス事業者及び利用者における要介護状態改善への意識向上**
更新認定等において要介護度が改善した場合に適用されるサービス事業者に対するインセンティブ制度(例えば介護報酬加算や一時金等)や、サービス利用者に対する自己負担額の軽減措置等を創設する。
- 13 社会保障制度におけるボランティア等との協働を促進するための仕組みの検討**
超高齢・少子化社会においても現行レベルの社会保障サービスの提供を維持できるよう、社会保障制度におけるボランティア等の担う役割や位置付けの明確化をはじめ、ボランティアの信用性を担保する仕組みや支援制度等を検討し、協働を促進する。

子育て支援制度 ～地域の自主性を発揮できる制度への見直し～

- 14 新児童手当制度における所得制限基準の見直し**
所得制限の半断基準を「家計の主権者の所得額」から「世帯の所得合計額」に見直し、世帯間の公平化を図る。
- 15 認定こども園の設置及び運営基準における自園調理義務付けの見直し**
認定こども園において義務付けられている給食の自園調理を参酌基準とし、3歳未満児に対する給食の外部搬入を認めるなど、地方における多様な保育ニーズの対応を可能とする。
- 16 保育所運営費における給食材料費への3歳以上児主食費の算入**
主食を持参している3歳以上児について、国が示す保育所運営費において3歳以上児の主食費を給食材料費に含めるように改正し、地域のニーズに応じ、受益者負担(保育料に加算)による完全給食を可能とする。

障害福祉制度 ～適切な給付と地域生活支援の充実～

- 17 障害福祉サービス相談支援事業所の相談支援専門員の複数配置による体制整備**
全てのサービス利用者に対して、義務付けされたサービス等利用計画の作成を迅速かつ適切に行うため、報酬体系の見直しを行い、各事業所における相談支援専門員の複数配置を可能とする。
- 18 障害福祉サービス支給量の決定方法の改善**
市町村が、サービス支給量の決定をより公平かつ適正に行えるよう、障害の状況や生活状況等障害者の個別環境事例等を専門的見地から検証し、市町村の支給決定の規準となるような全国統一のガイドラインを作成する。
- 19 賃貸物件活用によるグループホーム・ケアホームの整備促進**
地域移行の促進に必要なグループホーム・ケアホームを確保するため、新規整備だけでなく賃貸方式による整備も補助対象として、経費の縮減と整備促進を図る。
- 20 地域生活支援事業における必須事業の個別給付化**
国庫補助事業として市町村が実施している「地域生活支援事業」のうち、移動支援やコミュニケーション支援など障害者にとって不可欠な市町村の必須事業を、市町村格差がなく安定した提供が可能となるよう、個別給付(法による福祉サービス)とする。

生活保護制度 ～給付の公平化・適正化と自立・就労の促進～

- 21 福祉と就労を一体的に捉えた生活支援制度の導入**
保護基準、最低賃金、年金等のバランスのとれた給付水準を設定するとともに、ハローワークの都道府県への移管を行い、福祉と就労支援の窓口を一本化し、稼働年齢層への集中的かつ効果的な就労支援を実施する。
- 22 医療扶助の適正化に実効ある制度の導入**
初診料の自己負担制や医療費の一時立替払制度(自己負担分を支払った後、適正受診と認定された場合に償還される仕組み)の導入、保険医療機関等に対する指導・監査権限の都道府県への一元化等により、医療扶助の適正化を図る。
- 23 全ての扶助への単給制度の導入とクーポン券等を活用した現物支給制度の導入**
住宅扶助や一時扶助の単給を可能にするとともに、クーポン券や指定カード等の現物支給制度を導入し、申請者の事情(意思)に応じた適切な給付や遊興費等への使用制限を可能とする。
- 24 保護受給資格の一時停廃止制度の創設**
指示違反や不正受給を行った者に対し、悪質の度合いに応じた保護の「一時停廃止制度」を創設する。
- 25 累積金の取扱いの厳正化、グループホーム入居者の基準生活費の策定等**
生活保護受給世帯の預貯金調査を定期的実施し、一定額以上の預貯金を有している場合は、保護を停廃止できる制度に改正する。また、居宅生活基準で生活扶助費が支給されるグループホーム入居者について新たな基準生活費を設定する。
- 26 社会的企業(ソーシャルビジネス)・NPO等との連携を通じた生活支援・自立支援**
社会的企業の普及を促進しつつ、就職による完全な自立が困難な生活保護受給者に対し、社会的企業・NPO等との連携を行い、能力に応じた就労の場を提供することにより、生活支援や自立支援を行う。

財政基盤 ～適切な財源措置と超過負担の解消～

- 27 大規模な税源移譲を行う際の交付金による自治体間格差の是正**
国庫補助金の一般財源化等により大規模な税源移譲を行う場合には、都市と地方間等において税収と負担の不均衡が生じるため、自治体間の格差を個別の交付金によって国民・住民に分かりやすい形で適正に調整する。
- 28 特定疾患治療研究事業等に係る超過負担の完全解消**
国が実施すべき、治療法が未確立の疾患の原因究明や治療法開発、医療費公費支援等については、都道府県の補助金の超過負担を早期に完全解消する。